

この書面をよくお読みください。

## 特定商取引法に基づく概要書面

### 1. 法人名、事業者の氏名、住所、または電話番号

株式会社Ales Nova  
住所：埼玉県入間市野田375-1  
電話 050-3749-7332  
代表 宮本 大平

### 2. 提供する商品（役務の内容）

Intensive Speaking Course（ISC）。英会話習得に必要な以下の役務の提供。

- ・ビジネス英語塾会員サイト上にあるテキスト、動画、音声、PDFコンテンツ
- ・Slack上での質問回答や日々のワンポイントレッスン、週報連絡に対するフィードバック
- ・Zoomを使ってのグループレッスン（各レッスン2時間。合計52回）
- ・Zoomを使っての個人カウンセリング（各カウンセリング30分。）
- ・ISC卒業後のSlackを使っての永久サポート
- ・ISC卒業後1年間はビジネス英語塾の全コンテンツが無料で見放題

### 3. 購入が必要な商品名

- ・英和、和英辞書：電子辞書またはスマートフォンアプリ（すでに辞書を持っている場合は不要です）
- ・ロイヤル英文法

### 4. 役務の対価（当コースの代金）

- ・420,000円：月額12回払い（税込み）
- ・385,000円：一括払い（税込み）

### 5. [4]の金銭の支払時期、方法

コース開始日までに受講料のお支払いをお済ませ下さい。各社クレジットカードや銀行振込でのお支払いです。銀行振込みの際の振込手数料は受講生がご負担ください。

- ・銀行振込先

楽天銀行  
第二営業支店  
普通講座  
口座番号：7445887  
カ) アレ ノア

### 6. 役務の提供期間

コース開始日より12ヶ月間  
※12ヶ月間はコース開始日から起算して12ヶ月を指します。例えば2019/1/12にコース開始の場合、2019/1/12~2020/1/12が期間となります。

### 7. クーリング・オフに関する事項

- ①. 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
- ②. 入会申込・契約者は、当社が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反

して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当塾が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当社が交付した法第48条第1項の書面を入会申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入会申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。

③. ①に記す契約の解除は、入会申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

④. ①及び②に記す契約の解除があった場合、当社が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入会申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。

⑤. ④に記す契約の解除は、入会申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。

⑥. ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入会申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

## 8. 中途解約に関する事項

①. クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。ただし、次のA・Bの場合に応じ、特定商取引法第49条第2項ならびに特定商取引に関する法律施行令第15条及び第

16条の規定により、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。

A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 15,000円

B. 契約の解除が役務提供開始後である場合（aとbの合計額）

a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額

（例）当講座を一括払いで入会し、当コース開始から63日目で解約する場合、

385,000円 × 63日 / 364日 = 66,635円となります。

b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める

以下の額

5万円または契約残額の20%に相当する額のいずれか低い額

②. ①の役務の対価の単価は日割りで計算するものとします。

③. 分割決済の場合、上記損害賠償額を当社が受領できるよう、支払い回数について当社と受講生が協議することとします。

④. 当塾の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。

⑤. 返還金のある場合は、入会申込・契約者の指定する方法で速やかに返還するものとします。

## 9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

ローン提携販売又は割賦購入斡旋により役務提供を行う場合には、割賦販売法に基づき役務提供事業者が生じている事由をもってその支払請求に対抗できます。

## 10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

## 11. 特約

特約はありません。